

第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

令和3年3月に策定した「山形県再犯防止推進計画」に基づき、5年間にわたり本県の実情に応じた再犯防止施策を推進することで、県内の再犯者率は令和5年39.3%、令和6年40.1%と2年連続全国一低くなりました。

しかし、犯罪をした者等を取り巻く環境は変化しており、新たな状況を踏まえつつ、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月施行。以下「再犯防止推進法」という。）や政府の「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月閣議決定）を勘案して、今後も犯罪をした者等が円滑に社会の一員として活躍できるよう、更には県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するために策定するものです。

2 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、地方再犯防止推進計画を定めるものです。

また、「第4次山形県総合発展計画」、「山形県地域福祉支援計画（第5期）」の個別計画として位置付け、両計画と連動して進めていくものです。

3 計画に基づく再犯防止施策の対象者

「罪を犯した者等」のうち支援が必要な者とします。

この場合、「罪を犯した者等」は、「起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所・少年院）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者」を指します。

4 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

- この計画は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を共有し、各施策の推進によりSDGsの達成に貢献していきます。関連するゴールは次の6つです。

